

区役所でもスマらしく



予約すれば待たなくていい

施設(スポーツ施設・文化施設など)や区役所「おくやみコーナー」の予約ができます。

事前に予約しておくことで、スムーズに手続きを進めることができます。



手数料はキャッシュレスで

区役所での支払いはキャッシュレス決済を利用できます。

〈利用できる窓口〉

●各区役所市民課 ●東部市税事務所・西部市税事務所

※出張所や行政サービスコーナーでは利用できません



デジタルに不慣れな方もスマらしく

各区役所に、インターネット上での手続きを支援する「オンライン手続き相談窓口」を設置しています。窓口の端末からオペレーターに接続し、相談や操作の支援を行います。お気軽にご利用ください。

■マイナポータルの手続き

- マイナンバーカードでの健康保険証の申し込み
- 公金受取口座の登録 など

■市の電子申請全般

- 市政だより「まちがいファイブ」
- イベントの申し込み など



気を付けて!

新生活で気を付けたい消費者トラブルを紹介!

事例
1

引っ越し当日に業者が換気扇フィルター購入の勧誘に訪れた。「管理会社から紹介された」と言われたので仕方なく契約したが、後日管理会社に確認したらうそだった。



ポイント

- その場ですぐに契約せず、管理会社に確認しましょう。
 - 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフ(※)ができます。
- ※無条件で契約解除できる制度です。訪問販売の場合、書面を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できます。

事例
2

賃貸マンションを退去後、貸主から修繕などの名目で、計17万円の原状回復費用を請求された。高額な請求に納得できない。



ポイント

賃貸住宅で一番多い相談は、退去する時の修繕費などの原状回復費用に関するトラブルです。国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に対応しましょう。

契約時 契約書に記載されている、修繕や退去時の費用負担に関する事項を確認しましょう。

入居時 部屋の傷や汚れ、設備の状況などを確認し、写真などで記録を残しておきましょう。入居中に不具合などが起こった場合は、すぐに貸主に連絡しましょう。

退去時 日常的な使用による傷や経年劣化については、借主は原状回復を行う義務はありません。貸主から納得できない費用を請求された場合には、ガイドラインを参考に、費用負担について話し合いましょう。



▲「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」はコチラから

引っ越しの際の注意点

- 引っ越し業者を決める際は、複数の事業者から事前に訪問(下見)を受けた上で見積ってもらいましょう。
- 貴重品は事前に申告し、持ち運べるものは自分で管理しましょう。
- 引っ越し後は、速やかに荷物の紛失・破損、家屋の傷などを確認し、破損などがあった場合は、事業者連絡しましょう。

困ったときは、
まずは電話で
相談ください!!

消費生活センター

☎861・0999

戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた7階
【相談受付時間】9~16時45分 ※第3土曜日は13時まで
【休館日】日曜日、祝・休日、年末年始

- 消費者トラブルで困ったときは一人で悩まず、まずは消費生活センターにご相談ください。
- 消費生活に関する専門の資格を持った相談員が無料で相談に応じ、解決のお手伝いをします。

消費者トラブルは、電話での相談で解決につながったケースが数多くあります。

この特集に関するお問い合わせ

デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課 ☎582・3007